

地区計画ガイド

⑥ 松ヶ枝地区

<地区計画の目標>

松ヶ枝地区は、本市の中心市街地より北東約1.5kmに位置する国道37号沿道であり、軽工業及び流通、物品販売を中心とした沿道業務系の土地利用を図ることを目的としています。

<土地利用の方針>

国道37号沿道地区であり、その地理的条件を活かし、背後の特別業務地区と調和のとれた、沿道サービス業務関連施設の立地を進める地区とします。

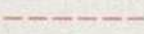


＜ 松ヶ枝地区 ＞

地区計画区域内における建築物の制限内容

地区の区分 (計画図表示のとおり)	沿道サービス業務地区 (準工業地域)
建築物等の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル又は旅館 2. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 3. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 4. 学校 5. 病院 6. 住宅（同一敷地内にある建築物の管理人のための専用住宅または併用住宅で、住宅部分の面積が当該建築物の延床面積の合計の2分の1以下のものを除く。） 7. 共同住宅、寄宿舍または下宿 8. 飲食店（飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下のものを除く。） 9. ボーリング場、スケート場又は水泳場 10. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの 11. 畜舎 12. 次に掲げる事業を営む工場 <ol style="list-style-type: none"> ① 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 ② 骨炭その他動物質炭の製造 ③ 魚粉または魚粉を原料とする飼料の製造 ④ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 ⑤ 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝殻のひき割り又は乾燥研磨 ⑥ 鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが又は陶磁器の粉碎で原動機を使用するもの ⑦ 墨、懐炉灰又は練炭の製造
備 考	<p>用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同施行令の例による。</p> <p>看板・広告物については、北海道屋外広告物条例の適用を受けます。</p>

室蘭圏都市計画 松ヶ枝地区地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	沿道サービス業務地区

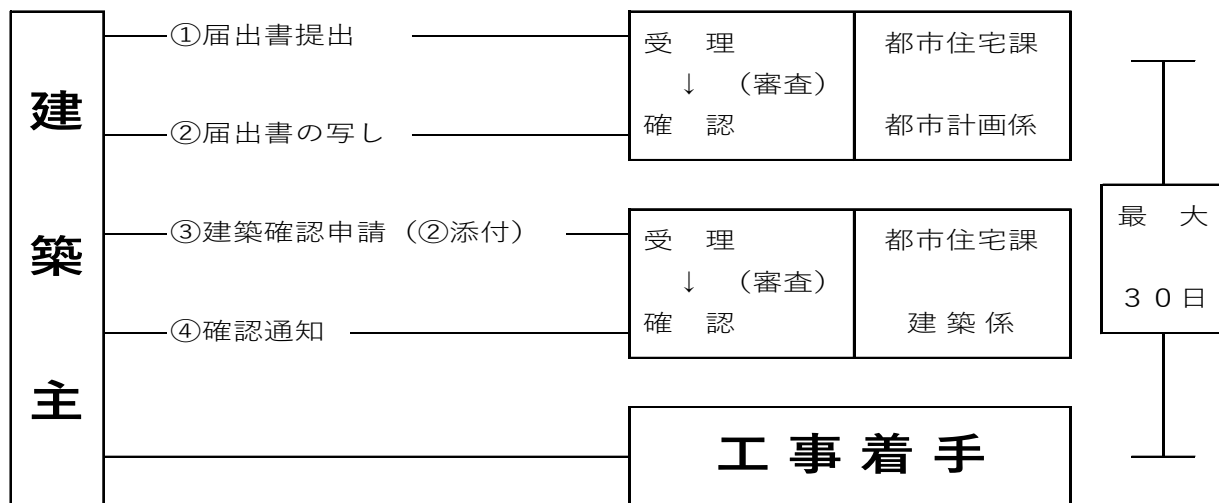
松ヶ枝地区では、建築物の新築、増改築を行う前に、次のような手続が必要となります。

■届出が必要な行為

- 1、建物の新築、増改築
- 2、車庫、物置等の設置
- 3、工作物の新築、改築
- 4、土地の区画形質の変更
- 5、土地の用途の変更 など

■届出の方法

- ・届出期限：工事着工の30日前まで
- ・届出窓口：都市住宅課都市計画係（届出用紙も用意してあります。）



お問い合わせ先

伊達市建設部都市住宅課都市計画係・建築係

伊達市鹿島町20番地1

電話 0142-82-3294

FAX

23-4414